

## 水戸市生ごみ処理機器購入費補助金交付要項

平成 12 年 3 月 31 日

水戸市告示第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、予算の範囲内において、生ごみ処理機器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、水戸市補助金等交付規則(昭和 53 年水戸市規則第 22 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、「生ごみ処理機器」とは、微生物の活動により生ごみ等の発酵分解を促進させ、土壌還元(堆肥化)することを目的として製造されたもの(以下「容器」という。)又は機械的な処理により生ごみの容量を減少し、又は消滅させることを目的として製造されたもの(以下「処理機」という。)をいう。ただし、処理機のうちディスポーザにあっては、固液分離乾燥方式のものに限る。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者で、生ごみ処理機器を購入し、設置するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の生ごみ処理機器は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 自己の居住用住宅(市内に存するものに限る。)又はその敷地に設置するものであること。
- (2) 小売業者から購入(中古の生ごみ処理機器の購入を除く。)をするものであること。
- (3) 他の補助制度による補助を受けて購入し、又は設置するものでないこと。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 容器を購入し、設置する者 容器の購入に要する費用の 2 分の 1 の額とし、容器 1 器につき 3,000 円を限度とする。
- (2) 処理機を購入し、設置する者 処理機の購入に要する費用の 2 分の 1 の額とし、処理機 1 基につき 20,000 円を限度とする。

(補助金の交付の制限)

第 4 条の 2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機器の数は、次条の規定による申請をしようとする日前 5 年以内に交付を受けた補助金により設置した数(故障により使用ができなくなったことが現地調査等により確認できたものを除く。)を含み、1 世帯につき、容器にあっては 2 器、処理機にあっては 1 基を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定

したときは、生ごみ処理機器購入費補助金交付決定（却下）通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、生ごみ処理機器購入費補助金請求書（様式第3号）に、購入領収書（処理機にあつては、機種を記載したものに限る。）を添えて市長に請求しなければならない。ただし、ディスプレイにあつては、販売証明書その他の当該ディスプレイの種類、性能及び金額を確認することができる書類を添えなければならない。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項による改正後の第4条第2号の規定は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後の交付申請に係る補助金の額について適用し、施行日前の交付申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項による改正後の水戸市生ごみ処理機器購入費補助金交付要項の規定は、この要項の施工の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。